

香港における中文公用語化運動 — 香港法における中国語の使用 —

国際関係学部専任講師
廣 江 倫 子

A movement for Chinese as an Official Language

Tomoko HIROE

< 目次 >

1. はじめに
2. 中文公用語化運動の概要
 - (1) 1966 年九龍暴動
 - (2) 中文公用語化運動概説
3. 香港法における中国語の使用
 - (1) 中文委員会の報告書
 - (2) 中文委員会第三報告書
 - (3) 1974 年公用語条例 (Official Language Ordinance 1974)
 - (4) 法律分野における中文公用語化
 - ① 法律の中国語訳
 - ② 司法機関における中国語の使用
4. おわりに

1. はじめに

1960 年代の香港において中国語¹を公用語とすることを求める運動、いわゆる中文公用語化運動の結果、1974 年の公用語条例 (Official Language Ordinance 1974) によって、英語に加えて中国語が香港の公用語となった。本稿は、香港法分野に焦点をあてて、中文公用語化運動、そして 1974 年の公用語条例の結果、法律の分野で中国語がどの程度用いられることとなったのかを明らかにする。

香港における法律言語を含めた公用語の歴史的は以下の三段階の変遷を経ている。第一に、植民地成立から 1974 年までであり、この時代、英語が行政と法律の言語であり、中国語は政庁レベルと法律においてほとんど存在しなかった。第二に、1974 年から 1984 年までであり、先にあげた中文公用

語化運動の結果、中国語が公用語となってから香港返還を決定した中英共同声明が署名されるまでの時代である。中国語は公用語としてその地位は上昇したものの、依然として法律と行政においては英語より下位にあった時代といえる。第三に、1984年以降であり、香港に英語、広東語および北京語が公用語として出現した時代である²。本稿では、第二の段階に焦点をあてて、香港法における中国語の使用の範囲の拡大を明らかにすることとしたい。

以下では、まず中文公用語化運動を概観した上で、次に1974年の公用語条例に結実した法律分野における中国語使用の進展について述べ、かつその具体的運用を概観しつつその不足を指摘することとしたい。

2. 中文公用語化運動の概要

(1) 1966年九龍暴動

香港における中国語の公用語化の必要性について、それは早くも1966年の九龍暴動に関する香港政庁の報告書の中で示唆されている。1966年の九龍暴動とは、その直接のきっかけは香港スターフェリーの値上げに不満を持つ香港出身の若者による始まった暴動で、続く1967年の中国文化大革命の影響を受けた香港近代史上最大の暴動（香港暴動）とはルーツを異にするとされる³。

1966年香港暴動に関する香港政庁の調査報告書（*Kowloon Disturbances 1966: Report of Commission of Inquiry*）は、以下の調査および報告書の作成を任務とした。①1966年4月5日から8日の間に発生した九龍暴動について、②九龍暴動を導いた事件について、③②の事件が発生した理由について、である。そして、委員会は③の九龍暴動発生理由について、政治、経済、社会状況および青少年を取り巻く特殊な問題の四点から分析した。政治面からの考察において、委員会は、九龍暴動発生の政治的背景について、共産党と国民党の対立の影響はなく、政治参加を要求するものでもない、とした上で、香港居民の間に、香港政庁の目的に対する誤解が存在すると結論付けた。誤解されている目的とは、香港政庁の役割はイギリスのために利益を生み出すことであり、香港政庁は香港居民に対し高圧的な態度をとっているというものである。このため政庁と居民の間に溝が生じ、それが今回の暴動の原因となったと分析された⁴。

報告書はこのような誤解に対する対策として、①行政の脱中央集権化、つまりコミュニティ意識を建設し、香港居民の政庁へのアクセスを容易にすること。②地域代表の発展。つまり末端レベルの諮問機関や行政機関において香港居民が代表となれる措置を講ずること、を打ち出した⁵。中国語の公用語化は上述した対策の①の方向性上に位置づけることができる。ただし、このような対策が打ち出されたものの、具体的な手段が講じられることはなかった⁶。

(2) 中文公用語化運動概説

中文公用語化運動の起源は、1964年にさかのぼることができる。1964年、地区評議会における中

国語使用をめぐる議論がなされた。胡鴻烈 (Hung-lick Hu) 議員が地区評議会に中国語を公用語とする議案を提出した。さらに 1964 年 10 月には、地区評議会において中国語を公用語とすることに関するベルナッチ (Bernacchi) の動議がなされた。

1965 年には、運動は域内の大学にも拡大した。地区評議会において胡鴻烈議員の議論、中国語を英語と同列の地位に置き、香港における基本的な公平の実現を要求する、がなされると、これは大学生の賛同を得るところとなった。ただし、大学では、より愛国主義的側面が強調され、教育関係者ではなく、学生が主体として活動を行うこととなった。1965 年 2 月には、香港大学の学生が主催するフォーラムにおける中国語使用をめぐる議論がなされた。これはある学生がフォーラムは英語ではなく中国語で運用されるべきだと指摘したこと、学生間の議論となったもので、1965 年 4 月の総会における議論に発展した。ただ、学生の運動参加の理由として以下の点が指摘されている。ひとつは、学生達は英語の優越および政庁が中国語を促進しないことは、植民地のおごりと中国文化への侮辱であると見たことであり、ふたつは、一部の学生はまたより実利的な関心、つまり英語が下手であることは政庁への雇用が難しくなるということに、突き動かされた可能性があることである⁷。

1966 年から 67 年にかけては、相次ぐ暴動による運動の中断が見られたが、この間に、二ヶ国語化へのコンセンサスが成立したとされる。また、運動の性質も変化し、その目的には政庁と居民のコミュニケーション、自由、民族の尊厳から、民族の平等、人権、反植民地主義、知識人の社会的責任をも含むようになった。1967 年 7 月には、郷議局が中国語に公用語としての地位を与えることを促す動議を採択した。

1968 年からは、運動は香港政庁との対話を要求するようになった。1968 年 1 月には、中文大学崇基学院が「中文公用語化」シンポジウムを召集、ならびに聯合公報を発表し、政庁にこの提案を実行するように要求したが、これに対して政庁は正式な立場を表明しなかった。1968 年 2 月には立法評議会の議題となり、委員会に付託されるが、政庁内の翻訳と通訳の問題に関する研究にとどまった。1968 年 10 月には、黄夢花らが「中文教育促進会」を組織し、この団体は、1969 年 10 月に正式に登録し、中文公用語化を目標とした。1970 年 2 月には、「中文教育促進会」が市民ホールで座談会を行い、「どのように中文公用語化を行うか」の討論を行い、その後政庁に 3 年以内に中国語と英語の地位を同等にすることを要求する建議書を送った。

1970 年には 3 つの団体が相次いで結成された。1970 年 6 月に「各界工作委員会」(All Hong Kong Working Party to Promote Chinese as an Official Language) が結成され、主に社会団体を母体とした。1970 年 7 月には、「中文運動聯会」(Joint Committee to Strive for Chinese to be an Official Languages) が結成され、青年を対象とする雑誌と学生団体から結成された。1970 年 7 月には「学聯会」(Committee to Study the Deserved Status of Chinese in Hong Kong) が結成され、香港学生連合会によるものだった。これらの運動には三つの要求があった。①教育に関するもの、②立法に関するもの(議会、委員会、法院における二ヶ国語の使用と同時通訳)、③中国語の公的地位獲得に関するもの(シンボルとして

中国語と英語を同等の地位に置き、中国語に対する差別を削減する)。また 1970 年 7 月には、17 の学生刊行物および団体が「中文公用語化」公開論壇を挙行。論壇後、各界が「中文法定運動」支持を表明し、8 月には、13 の学生刊行物及び団体が「中文公用語化運動連会」を組織し、この時期にオレンジ色の拳頭 T シャツが製造されるなどした。

1970 年 8 月、立法評議会における 利国偉 (Quo-wei Lee) 議員の質問に対する政庁の回答が市民の反発をもたらした。これは利国偉議員の政庁は中国語を公用語として用いる意図があるのかどうかという質問に対して、政庁側 (署理輔政司 何禮文) が、公用語 (Official Language) の意味が明らかではないとし、そして、将来は小学校において英語教育を強化することで言語の隔たりの問題を解決すると回答したものである。この回答が市民の反発を呼んだ。専門学生聯会、香港各界促進中文公用語化工作委员会が何禮文の発言に反対する声明を出し、かつ「政庁への公開の手紙」を発表し、何禮文の発言の誤りを指摘し、政庁に 8 月 29 日以前に態度を表明することを要求した。3 団体の批判はデモストレーションの敢行となり、他の市民団体の運動への参加をもたらす結果となった。

1970 年 9 月 18 日、中文公用語化運動聯会が「全香港市民に告げる書」を発表し、1970 年 9 月 19 日には、専門学生聯会が香港市民の中文公用語化に対する意見を調査し、香港大学学生会が大会堂において「中文公用語化」公開論壇を挙行した。1970 年 9 月 20 日、学聯は中文公用語化行動委員会を成立した。1970 年 9 月 24 日、3 団体が連合を結成し、聯合陣線を組織し、連合による署名活動は 30 万人以上に及んだ。中文大の 3 学生団体も学生連合を結成し、また雑誌『七十年代』が 5000 人規模の労働者と学生の連合を結成した。

1970 年 9 月 26 日には、「各界工作委员会」がイギリス首相に投書し、中文公用語化に対する態度を表明するように要求した。1970 年 9 月 29 日、中文新聞業聯会が中文公用語化運動の支持を表明した。1970 年 10 月 6 日、市政局が胡鴻烈議員の会議中は中英語双方を使用できるという建議を採択した。1970 年 10 月 7 日、利国偉議員が立法評議会において発言を中国語に翻訳するように建議した。1970 年 10 月 12 日、学聯会が香港を訪問していたイギリス外交・連邦事務部次官に中文公用語化に関する備忘録を提出した。

1960 年代後期に出現した「中文公用語化運動」は 70 年代初期にいたり、香港史上まれに見る社会運動となった。当時署名をしてこの運動を支持した人は 32 万 2 千あまりに達し、当時の人口の 8% である。

1970 年 9 月香港政庁は「公的行為において中国語を使用する問題に関する研究委員会」(以下、中文委員会と称する) の成立を発表した。1970 年 10 月 10 日、馮秉芬議員が中文委員会の主席に委任された。政庁は 1971 年に中文委員会を正式に立ち上げて、中文公用語化の要求に対して全面的に調査研究を行った⁸。1971 年 7 月、中文委員会は四つの報告書を提出した。それらは、①地区評議会、立法評議会、行政評議会、政庁委員会における英語使用、②政庁と市民間の書面および口頭による連絡における中国語使用、③法院、法における中国語と英語の使用、④教育制度についてであり、四つの報告書が提出された 1971 年をもって中文公用語化運動は終了したとされる。⁹

3. 香港法における中国語の使用

(1) 中文委員会の報告書

中文公用語化運動に関する中文委員会の四つの報告書は以下の内容に要約できる¹⁰。

第一報告書は、立法評議会および市政局の公開演説および弁論において、同時通訳を設けることを建議した。政庁は同時に翻訳と通訳サービスを拡充しなければならず、英語を話せない者でも各種公的委員会の活動に参加できるようにする。

第二報告書は、政庁の活動範囲において中国語と英語を使用するばかりか、同等の地位を持たせることを建議する。この目標を執行するために高級官僚に責任をもってやらせ、各部門の活動進行状況を検査し監督し、上述の要請を公務員条例に含めて、遵守しないものを規律処分の対象とする。政庁はまた翻訳局および関連の訓練コースを速やかに設立し、翻訳と通訳人材を増やし公務員の翻訳レベルを引き上げる。

第三報告書は、香港法において、中国語がいまだ英語と同等の地位を享有していないことを認識し、ゆえに、香港の法律を中国語に翻訳し、将来あらゆる法案と条例が中国語と英語で交付されねばならないことを建議した。ただし、中国語と英語の文体の間で差異があるときは、英語に依拠する。司法機関の訴訟手続きにおいては、マジストレートおよび同等の地位の司法機関の訴訟手続きにおいて、裁判長が中国語あるいは英語のどちらを採用しあるいは中国語と英語を併用することを決定できることを建議した。

第四報告書は、教育署は香港の中学校の中国語と英語の水準を上げねばならず、中学生の中国語と英語能力の平均を発展させることを建議した。政庁は適当な方式で決定方針を公表しなければならず、中国語と英語が公用語となることを確定する。

(2) 中文委員会第三報告書

法律分野における中国語の使用を建議したのが、第三報告書である。以下に第三報告書の構成メンバー、調査目的および分析結果を概観する¹¹。第三報告書を作成した法律小委員会は、1970年11月24日、中文委員会委員長によって任命され、構成メンバーは、T. L. Yang, LL. B. (Hons.)(Lond.), 裁判官、法廷弁護士 (Judge, Barrister-at-law)、Michael Wong, Esq., LL.B.(L'pool), 法廷弁護士 (Barrister-at-law)、Woo Po-shing, Esq., LL.B.(Lond.), F.I.ARB., 事務弁護士 (Solicitor)、Patrick S. S. Yu, Esq., B.A.(Oxon.), 法廷弁護士 (Barrister-at-law) からなる。

調査目的は以下の5つである。①法院において、中国語（口語および文書）に英語と同等の地位を与えることができるかどうか。そうであるなら、二つの言語の間に生ずる不一致はどのように解決すべきか。②香港法を英語と中国語で公表することは実務上の利益があるかどうか。そうであるなら、不一致が生じた場合に、どちらの言語が優越すべきか。③ ①の答えが肯定的であるなら、どのような対策がなされうるか。たとえば中国語は現在よりも広範囲に用いられるべきか。そうであるなら、

どの程度か。④影響を持つと考えられるその他の法的事項について。⑤本委員会が小委員会に参照するその他の法的事項について。

分析結果は、上記調査目的にしたがって5つが提示されている。以下に中国語公用語化について重要なものを概観する。まず、①法院における英語と中国語の同等の地位について、委員会は、現行法の下では否定されるとの結論に達した。その理由は、主に以下の四点である。(ア) 法律分野では、同等の地位 (equal status) とは必ずしもすべての場面において同等に利用 (equal use) されることではない。つまり、「同等の地位」と「同等の使用」には差異がある。(イ) 香港法の法源はイギリス法の移植によって成立したものである。つまり、(a) 香港の条例、附属立法(「香港法律」(Laws of Hong Kong) に掲載されている)、(b) イギリス議会立法、(c) コモン・ロー(判例法)、(d) 香港およびイギリス法院の判決(およびコモンウェルス諸国の判決)によって構成されている。上記法はすべて英語によって表記されている。そのため、法院において中国語に同等の地位を与える場合、上記法律のすべてを中国語訳する必要がある。しかし、判例法(香港では19世紀より蓄積、イギリスでは13世紀より蓄積)、制定法、法学研究書すべての翻訳は不可能である。(ウ) 翻訳実際上の困難のため、同等の権威をもたせることは不可能である。しかも、正確に訳出できない・対応しない用語もある。(エ) 弁護士や法曹界の人々が中国語を用いて職務を遂行する必要性が生じるが、中国語を母国語とする者であっても、中国語での法的職務遂行は困難である。それは香港における法曹教育がすべて英語で行われていることによる。

②香港法の中国語への翻訳について、現実的な観点から香港法すべて(条例、イギリス議会立法、イギリスと香港の判例)を中国語に翻訳することは不可能としたうえで、委員会は次の結論に達した。「香港法律」(Laws of Hong Kong)の中国語訳、将来の二ヶ国語立法は可能であるが、中国語への正確な翻訳は困難であるため、混乱や不毛な議論を防止するため、不一致が生じたときは英語を優先するとした。

③法院における中国語のより広範囲な使用について、①に挙げた理由により上級法院と下級法院において区別を設けることを提案した。(ア) 上級法院、つまり地域法院(District Court)、最高法院(Supreme Court)およびそれらに対応する司法機関での中国語使用は薦めない。というのも、こうした司法機関においては、複雑な法的論点が問題となるため、不正確な翻訳によって、さらなる問題が生じることは不利益となる。これに対して、(イ) 下級法院、すなわちマジストレート裁判所(Magistrates Courts)、借地借家審判所(Tenancy Tribunal)、少年法院(Juvenile Courts)などの下級法院においては中国語使用を薦める。というのも、こうした司法機関における争点は法律問題よりも事実の決定にあるためである。したがって、提案として、法改正を行い、マジストレート条例(Magistrates Ordinance)などにおいて、下級の司法機関における口頭弁論の際に、中国語または英語の使用を認めるようにすべきとされた。

④その他として、判決に大きな影響をもたらすと考えられる若干の事例が検討された。それらは、

重要法令、専門用語、法律題名の中国語訳について、宣誓（中国語による宣誓も認められることを提案）、証拠としての中国語文書（現時点で地区法院で行われている中国語証拠に対する法院による翻訳を、マジストレート裁判所などにも認めることを提案）、判決、法院の記録、法院と中国語話者との連絡、法曹内部、法曹と政庁他機関との連絡である。

(3) 1974 年公用語条例 (Official Language Ordinance 1974)

中文委員会の報告書を受けて、1974 年に公用語条例が採択された。条例は 3 条において、中国語が英語とならんで香港の公用語であることを規定した¹²。

法律分野においては、まず法律自体の文言に中国語を用いることができるかについて、4 条は消極的な見解を示した¹³。つまり、すべての条例は英語で採択される（公用語条例 4 条 1 項）としたうえで、条例において中国語の単語や語句を使用でき（4 条 2 項 (a)）、条例を中国語に翻訳したものを公表できるとした（4 条 2 項 (b)）。次に、法廷における中国語の使用について、第三報告書の見解を取り入れ、上級司法機関と下級司法機関に区別を設け、下級司法機関の審理において部分的に中国語の使用を取り入れることを許可した。5 条は次の通り規定している。「第 5 条 1 項 付属文書に特定された法院における審理手続は、法院の判断に従って、英語または中国語で行われることができる。2 項 次の法院における審理手続は英語で行われなければならない。(a) 控訴院、(b) 高等法院、(c) 地域法院、(d) 付属文書に特定されないその他の法院」。5 条 1 項に示される付属文書に特定された法院とは、① マジストレート裁判所、② 検死官による調査（死因審判所）、③ 児童法廷、④ 労働審判所、⑤ 借地借家審判所である¹⁴。

(4) 法律分野における中文公用語化

第三報告書および公用語条例において、法律分野においても中国語が使用されることとなった。以下では、法律分野における中国語の使用について、法律の中国語への翻訳および司法機関における中国語の使用について、具体的かつ立体的に概観することとしたい。

① 法律の中国語訳

(ア) 香港法の構造

香港法制度はイギリスの植民地や属領の法制度と似通っている。現地政府の構造を規定し立法に権威を与えている憲法的文書は開封勅許状（Letters Patent）および王室訓令（Royal Instructions）であり、香港法の主要な法源は制定法と判例法である。前者は香港に適用される特権立法（prerogative legislation）、香港に適用されるイギリス立法、香港立法機関によって制定される条例および付属立法である。判例法については、イギリスのコモン・ローおよび衡平法が英国法適用条例の下で基本的に香港において効力を持っている。これらすべての法律が英語のみで書かれている¹⁵。

(イ) 1974 年公用語条例の効果

1974 年公用語条例は英語と中国語が、香港において政庁や公務員と居民の間のコミュニケーションの目的において、公用語であると宣言している。さらに、公用語は同等の地位を持ち、同等に使用されると規定している。しかし、1974 年公用語条例は立法の言語に関する既存の地位を変化させなかった。この点について、中文委員会は第三報告書において、従来の立法の公表は英語と中国語でなされること（その際は英語版が権威的となるが）、および既存の立法の段階的な翻訳を提案した。この提案は 1974 年公用語条例には受け入れなかった。おそらく法律の翻訳の困難性と資格のある人材の不足のためである¹⁶。

法的な分野における中国語使用の促進は、他の政庁の目的のための促進¹⁷ よりもかなり遅れてきた。これは 1974 年公用語条例自身に表明された政策の結果である。4 条 1 項は「すべての条例は英語で採択され公表される。」と規定する。したがって、法律を中国語に翻訳しなければならないいかなる法的な要求も存在しなかった。さらにこの目的について、いかなる明確な政庁の政策も存在しない。香港政庁の中国語部門は、実験的な目的で、70 の立法（付属立法を含む）を中国語に翻訳した。これらの翻訳の多くは第一次的な目標として政庁の内部使用のために公表されるのみで外部に向けて販売されていなかった。いかなる場合においても、そのような翻訳は権威的なものではなく、補助的な役割のみであった。ただし、政庁は、中国語と英語で書かれた实际的に重要な法分野についての簡単なまとめと説明を提供しているパンフレットとブックレットを居民が手に入手しやすいようにした。このようにして 1980 年代中頃までに 1000 あまりの出版物が生産されてきた¹⁸。さらには、立法の翻訳と異なり、コモン・ローの翻訳は全く試みられてこなかった。これは、立法の量がコモン・ローに比べると無視できるほど小さいことによる¹⁹。

② 司法機関における中国語の使用

1974 年公用語条例 5 条によると、控訴院、高等法院、地区法院と付属文書に特定されていないほかのいかなる法院においても、英語が用いられねばならない。しかしながら、付属文書に特定された法院の訴訟は法院が適当であると考えれば英語あるいは中国語で行うことができる。付属文書に規定された法院はマジストレート裁判所、死因検査官による調査（死因裁判所）、児童裁判所、労働審判所、小額請求審判所および移民審判所である²⁰。

上級の法院と下級の法院あるいは審判所を区別するやり方は中文委員会の報告書に基づいている。中文委員会は複雑な法の論点がしばしば上級の法院に提起され、そして法律は英語で記載されているため、これらは英語でのみ扱われうると考えた。しかし、マジストレート裁判所や下級の法院については、中文委員会は「決定されるべき問題は法的よりもしばしば事実的なもの」であって「事実の解釈と翻訳は多くの困難を生じない」と考えた²¹。

上級の法院が英語で訴訟を行うことを要請されていることは、中国語が法廷において全く用いられ

ないことを意味するわけではない。5条3項は「法廷におけるいかなる当事者あるいは証言者も英語あるいは中国語、あるいは許されたほかの言語を用いることができる」と規定する。この規定がなければ英語を話さない当事者や証言者は法廷で専門家とコミュニケーションできないため、この規定は必要である。しかし、そのような訴訟においてさえ、宣誓、訴訟記録と判決は英語で書かれ、そして裁判官と弁護士は英語のみを話していた。当事者あるいは証言者が中国語で証拠を提出すると、裁判所の通訳官が英語から中国語に、裁判官あるいは弁護士の発言を翻訳し、中国語から英語にその人が反論したことを翻訳した²²。

陪審裁判においては、陪審員は英語を理解していると想定されている。というのも、陪審条例において、英語の能力が陪審員の資格条件であるが、実際にすべてがそうであったかは疑わしいとの指摘がある。したがって弁護士の陪審員に対する演説と裁判官の概説および陪審員への指示は中国語に翻訳されない。裁判所の判決はやはり翻訳されない。したがって、英語を話さない当事者、証言者や傍聴者は訴訟において、何が起きているのか完全に理解することができなかった²³。

裁判所で用いられる通訳制度は同時通訳ではなく逐次通訳である。通訳サービスは、それらを要求した当事者にのみ提供され、法廷のほかの傍聴者には提供されなかった。弁護士の弁論および判決は通常口頭で行われ通訳されずに、そのあとに書面で翻訳もされなかった²⁴。

このように、公用語条例において中国語もまた香港の公用語となったのにもかかわらず、総じて法律分野における中国語の使用は進展しなかった²⁵。

4. おわりに

本稿では、1960年代に香港で起こった中文公用語化運動そしてそれを受けた1974年公用語条例の成果として、香港法分野においてどの程度の中国語が用いられることとなったのかを明らかにした。すなわち、中文公用語化運動は1964年ごろから開始し、1970年に運動の盛り上がりを見せ、これに対応する措置として、香港政庁は中文委員会を組織し、調査および報告書の作成が行われた。法律分野における中国語の使用を調査したのが第三報告書である。報告書の内容を受けて1974年に公用語条例が採択され、中国語が公用語として認められるとともに、法律分野における中国語使用も認められた。法律分野における中国語の使用は訴訟手続きにおける中国語使用ならびに法律の中国語への翻訳に分けて考察することができる。訴訟手続きにおける中国語の使用は、司法機関を上級と下級に分類し、下級司法機関においてのみ認められるとされた。その理由は上級の司法機関では法律の複雑な論点が争点となるが、下級司法機関の場合は単純な事実の確認が中心であるので、中国語による審理になじみやすいと考えられたからである。また法律の中国語訳に関しては1974年公用語条例自体が中国語への翻訳および立法に消極的だったこともあり、1970年代の段階では積極的な取り組みがなされてこなかった。このように、1974年公用語条例によって中国語が公用語となったといっても、中国語の使用は法律分野では進展しなかった。

最後に本研究の不足として、今後の課題を挙げておきたい。第一に、本稿では香港政庁が中国語を公用語化するという決定を下すにあたって考慮したであろう香港政庁内部の政策に関して考察しえなかった。居民レベルで広がった中文公用語化運動の結果としてやむなく中国語が公用語化されたとしても、そこには、中国語を公用語化しても英語の優位性は変化しないという一定の公算もしくは中国語が公用語化されたあとの英語の優位性を保つ努力がなされたはずである。でなければ、香港返還以降の香港政庁の母国語（中国語）教育促進政策に対して居民の両親達から広範な反発があったという現象は説明できない²⁶。第二に、中文公用語化以前の法律分野における中国語の使用について、考察しえなかった。1842年の天津条約以来²⁷、1974年の公用語条例採択まで、英語は香港における唯一の公用語であり、法律分野の言語も例外ではない。しかし、法律がすべて英語で記載されていたとしても、法律は長らく全く英語を理解しない香港居民にも適用されていたわけで、それが公的とはいえないまでも準公的または私的に中国語に翻訳され流通される空間が1974年までの香港社会に存在していたはずである。第三に、本稿が考察した1970年代の法律分野における中国語の使用に比較して、1980年代の香港返還決定以降の法律の中国語化は、より大規模で包括的であった。1985年、行政評議会は、すべての香港法を中国語に翻訳する優先順位を、「第一次的に重要」な仕事であると分類することで、順位を上げて、1992年あるいは93年までに完成させるために、律政司（香港の司法省）に仕事を早めるように指示した²⁸。1987年に行われた公用語条例および解釈と一般条項条例の改正は二ヶ国語立法を導入する法的枠組みを作り、1989年以降、すべての新しい主要な法律が英語と中国語で制定され公表されることになった²⁹。このように、香港返還決定以降の香港法の中国語化は既存の香港法すべてを中国語訳するという大規模な試みであった。中文公用語化運動以前、本稿が考察した運動から香港返還の決定まで、そして香港返還決定以降という三段階の変遷を比較することで、香港法における中国語の使用状況がより明確になるものと思われる。以上の三点を今後の課題としたい。

注

- 1 なお、本稿で用いる中国語とは、書き言葉では繁体字中国語および話し言葉では広東語を指すこととする。
- 2 Liu Ching-chih, *Language Needs in Hong Kong: Bilingualism to Trilingualism*, Symposium on China, the Chinese and the West, University of Hong Kong, 24-27 March 1986, p.2.
- 3 Young, John D., "The Building Years: Maintaining a China-Hong Kong-Britain Equilibrium, 1570-71" in Ming K. Chan (ed.) *Precarious Balance - Hong Kong Between China and Britain 1842-1992* (London: M.E.Sharpe, 1993) p.139.
- 4 例えば政庁と公衆の間の溝の程度は、1950年代まで、香港政庁宛に中国語で書かれた手紙に英語で回答されるという事実によって計られる。その後、いくつかの部門は中国語で回答したが、英語で回答する部門もあった。Scott, Ian., *Political Change and the Crisis of Legitimacy in Hong Kong* (

London:Hurst & Co. ltd, 1989) p.111.

- 5 Commission of Inquiry on Kowloon Disturbances 1966, *Kowloon disturbances 1966: report of Commission of Inquiry* (Hong Kong: Government Printer,1967), pp.124-148.

6 この点について以下の指摘がある。1968年2月、立法評議会における演説において、デービット・トレンチ (David Trench) 総督は、中国語はそれが政庁内においてコミュニケーションの手段として用いられているとするならば、實際上公用語であると発言した。しかし、もし「公用語」が法律が英語と同様に中国語で書かれなければならないことを意味するのであれば、政庁はそのような手段を導入できない、というのも、現実的な困難が存在するからである、と述べた。…… 問題を調査するために設置された内部委員会は公的なレポートを発表しなかったし、いかなる提案もなさなかった。政庁は明らかにその問題が消え去ることを望んでいた。Scott, Ian, op.cit., p.111.

- 7 Scott, Ian, Id., pp.112-113.

8 郭少棠「從『中文成為法定語文運動』到『第二次中文運動』」、鄭宇碩他編『八十年代的香港—轉型期的社会』(大学出版印務、1981) 57-58 頁。

- 9 Lam Wai-Man, *Understanding the Political Culture of Hong Kong: The Paradox of Activism and Depoliticization*, (New York: M.E. Sharpe, 2004), pp.131-135.

遠東事務評論社・香港問題小組編『学運春秋—香港学生運動』(遠東事務評論社、1982) 19-21 頁。

郭少棠、前掲論文、59-62 頁。

- 10 郭少棠、前掲論文、63-64 頁。

- 11 *The Third report of the Chinese Language Committee: Court Proceedings and the Language of the Law*, (Hong Kong: Government Printer, June, 1971).

- 12 1974 年公用語条例第 3 条は以下の通り規定する。

第 3 条

第 1 項 英語と中国語は、政庁または公務員および居民の間のコミュニケーションの目的において、香港の公用語である。

第 2 項 公用語は同等の地位を有し、本条例の条項に従って、第 1 項に規定される目的のために同等の使用を享有する。

- 13 第 4 条

第 1 項 すべての条例は英語で採択され、公表される。

第 2 項 第 1 項は次のことを制限するものではない。

(a) 条例における中国語単語または語句の使用

(b) 条例を中国語に翻訳したものの公表

- 14 付属文書 「審理手続が英語または中国語で行われる法院」
- 15 Chen Albert H. Y., “1997: The Language of the Law in Hong Kong”(1985)15 H.K.L.J. 20-21. Chen, Albert H.Y., *Language, Law and the Case of Hong Kong*, Conference on the Common Law in Asia, University of Hong Kong, December 15 to 17, 1986. pp.14-15.
- 16 Chen, Albert H.Y., Id., p.18.
- 17 例えば、香港行政における中国語の使用は、条例が採択されたときから順調に増加した。現在では、多くの重要な政庁の告知、報告書、スピーチ（たとえば立法評議会のスピーチ）そして白書（緑書や白書）が英語と中国語で入手できる。政庁のライセンス、告知および申込用紙は二ヶ国語である。同時通訳サービスは政庁公務員の記者会見および立法評議会の会議、Urban Council、18 の地区評議会および諮問委員会で提供され、そこでは公務員あるいはメンバーは英語あるいは広東語で演説できる。そのようなサービスは Government Secretariat における Home Affair Branch の中国語部門において提供され、その部門は翻訳部門、同時通訳部門および監査部門によって構成される Chen, Albert H. Y., “1997: The Language of the Law in Hong Kong” (1985)15 H.K.L.J 22.
- 18 Chen, Albert H. Y., Id., p.23.
- 19 Chen, Albert H. Y., Id., pp.23-24 Liu Ching-chih, op.cit., p.9. 郭少棠、前掲論文、66-67 頁。
- 20 Chen, Albert H. Y., Id., p.24.
- 21 Chen, Albert H. Y., Ibid.
- 22 Chen, Albert H. Y., Id., p.25.
- 23 Chen, Albert H.Y., *Language, Law and the Case of Hong Kong*, Conference on the Common Law in Asia, University of Hong Kong, December 15 to 17, 1986. p.19.
- 24 Chen, Albert H. Y., “1997: The Language of the Law in Hong Kong” (1985)15 H.K.L.J. 25.
- 25 この点、技術的な側面からの理由として、Annie S. Y. Cheng が詳細な分析を行っている。Cheng, Annie S. Y., “Towards a Bilingual Legal System – The Development of Chinese Legal Language” *Loyola of Los Angeles International & Comparative Law Review*, Vol 19 No2 January 1997, pp.4-8.
- 26 1998 年に香港教育署は母国語教育促進政策を発表し、中国語学校の比率を高めた。これに対して、子女の父母は強い反対を示した。この現象について、Chao Fen Sun は香港の文化的背景として英語が権力を持つという植民地時代の構造が効果的に保持されていることを指摘している。詳しくは、Chao Fen Sun “Hong Kong’s Language Policy in the Postcolonial Age – Social Justice and Globalization” in Ming K. Chan & Alvin Y. So (eds.) *Crisis and Transformation in China’s Hong Kong* (New York: M. E. Sharpe, 2002) pp.294-299.
- 27 1982 年の天津条約 50 条はイギリス外交官と領事館から中国の機関に発行されるすべての公的な通信は英語で記述されねばならないこと、およびそれと中国語の翻訳との間にいかなる

意味上の相違が存在する場合には、英語の表現に従うことを規定している。この条文は、香港における英語の重要性の発展の基礎および英語を香港の唯一の公用語とする基礎を築いた。

Benjamin K. Tsou “Aspects of the Two Languages System and Three Language Problem in the Changing Society of Hong Kong” in Sue Wright and Helen Kelly-Holmes (eds.), *One Country, Two Systems, Three Languages* (Clevedon; Multilingual Matters Ltd, 1997)pp.22-23.

28 Liu Ching-chih, op.cit., p.9.

29 Cheng, Annie S. Y., op.cit., p.3.

* 本稿は平成 16 年度(2004 年度)から平成 18 年度(2006 年度)科学研究費補助金(基盤研究(B)「香港におけるリテラシーの変遷と変異に関する社会言語学的研究」研究代表者吉川雅之(東京大学助教授)に基づく研究成果の一部である。